

社会福祉法人 博愛会 行動計画

職員が仕事と生活の調和を図りながら、その能力を十分に発揮し働きやすい職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、全職員(特に子供を育てる職員及び妊産婦の職員)の所定外労働を削減する。

<対策>

- 令和 4年 4月～ 職員の所定外労働の現状を把握
- 令和 4年 4月～ 職場内での検討開始 管理職への指示及び職員への周知
- 令和 4年 4月～ 業務見直し、分担、負担軽減等を行い、定時退社やワークライフバランスの支援を行う
年度ごとの進捗状況の確認、取組の見直し及び個別の指導

目標2：計画期間内に、年次有給休暇の取得率を上げる。
一人あたり年間13日以上を目指す。

<対策>

- 令和 4年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和 4年 4月～ 個別の実績の基づき、職場内での指導や取組を開始
- 令和 4年 4月～ 有給休暇取得可能日数の表示方法を見直し、取得促進のための取組の開始
年度ごとの進捗状況の確認、取組の見直し及び個別の指導

目標3：産前産後休業や育児休業、介護休業等の規程の見直し、その情報提供及び取得支援を行う。

<対策>

- 令和 4年 4月～ 就業規則、育児休業、介護休業等の諸規程の見直し及び新たな育児休暇制度の実施及び周知
- 令和 4年10月～ 該当者への取得支援
年度ごとの進捗状況の確認、取組の見直し及び個別の指導